

特定個人情報保護評価第三者点検（点検部会）の結果について

特定個人情報保護評価とは、個人番号（マイナンバー）を利用する事務を行う地方自治体が、番号法に基づき、特定個人情報の漏えい等に関するリスクを分析し、適切な措置を講じるため実施しているものであり、この評価に対しては、第三者点検として、京都市情報公開・個人情報審議会に設けた点検部会で妥当性の確認を行っている。

令和5年9月1日に、点検部会（山田委員、渡辺委員、宮村委員）を開催し、以下3点の評価書を確認し、その妥当性を認め、所管課案を承認した。

(1) 住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書

所管課：文化市民局地域自治推進室

特定個人情報に該当する理由： 住民基本台帳システムでは、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を収録しているため

今回、第三者点検を要した理由： 自治体情報システムの標準化が進められており、住民基本台帳システムに関し、システム面での改修を実施するため

(2) 市税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書

所管課：行財政局税務部税制課

特定個人情報に該当する理由： 市税（個人市民税、固定資産税、都市計画税等）の賦課徴収に当たって、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を用いる事務があるため

今回、第三者点検を要した理由： 前回評価から一定期間（5年）が経過することから、評価の再実施が必要だったため

(3) 国民健康保険事務に係る特定個人情報保護評価書

所管課：保健福祉局生活福祉部保険年金課

特定個人情報に該当する理由： 国民健康保険の資格、給付、賦課、徴収に関する事務において、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を用いる事務があるため

今回、第三者点検を要した理由： 令和5年秋期から、国民健康保険関係手続の一部について、オンライン化（電子申請）を実施するため